

こども基本法(令和4年法律第77号)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

国(こども大綱)

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

勘案

県(こどもまんなか熊本)

- ①全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする。
- ②家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする。
- ③こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする。
- ④ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する。
- ⑤関係機関と連携し、社会全体の機運醸成を行う。
- ⑥県民とともに未来を創る。

勘案

八代市子ども計画

- ①こども・若者の多様な人格を尊重し、継続的に支援する。
- ②若者が結婚・子育てに希望を持てる環境を整備する。
- ③地域社会でこどもや若者、子育て当事者を支援し、成長を支える。
- ④ライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援する。

- ⑤仕事と生活の調和を実現する。
- ⑥子ども・子育て支援の質と量の充実を図り、その支援の人材を支える。
- ⑦関係機関と連携し、社会全体の機運醸成を行う。
- ⑧市民とともに明るい未来を創る。